

コース等で区分した雇用管理を行うに当たって事業主が留意すべき事項に関する指針の一部を改正する件（案）について【概要】

1. 改正の趣旨

- コース等で区分した雇用管理を行うに当たって事業主が留意すべき事項に関する指針（平成25年厚生労働省告示第384号。以下「指針」という。）は、事業主がコース等で区分した雇用管理（以下「コース等別雇用管理」という。）を行うに当たり、その適正かつ円滑な運用に資するよう、事業主が留意すべき事項について定めたものである。
- 今般、「女性の職業生活における活躍の推進及び職場のハラスメント防止対策等の在り方について（建議）」（平成30年12月14日労働政策審議会建議）において、「コース別雇用管理指針において、当該指針は総合職と一般職のみを対象に想定したものではなく、無期転換した労働者についても、総合職や一般職とは異なるコース等で雇用管理が行われるのであれば、当該コースも指針の対象に含まれることを明確化することが適當である」とされたことを踏まえ、所要の措置を講じる。

2. 改正の内容

指針第3の「コース等別雇用管理の定義」において、「コース等別雇用管理」に、期間の定めのある労働契約から期間の定めのない労働契約へ転換した労働者について異なる雇用管理を行うものも含まれる旨を明記する。

3. 適用期日等

告示日：令和元年12月下旬（予定）

適用期日：告示の日（予定）